（エネルギー源の環境適合利用に関するガス事業者の判断の基準の一部改正）

**第二条**　エネルギー源の環境適合利用に関するガス事業者の判断の基準（平成二十九年経済産業省告示第五十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 1．エネルギー源の環境適合利用の目標<br>ガス事業者は、令和12年度において、次の各号に掲げる事項を目標とする。 | 1．エネルギー源の環境適合利用の目標<br>ガス事業者は、平成30年において、一般ガス導管事業者及びガス事業法第２条第８項に規定する特定ガス導管事業者の供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たす令第４条第７号に規定するバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）の80％以上を利用することを目標とする。 |
| ①　各ガス事業者のガス小売事業の用に供したガス供給量（以下「ガス小売供給量」という。）の１％相当量の水素及び一酸化炭素若しくは二酸化炭素から合成したメタン（以下「合成メタン」という。）又は令第４条第７号に規定するバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）を調達して導管に注入すること。 | （新設） |
| ②　各ガス事業者の効率的な経営の下における合理的に利用可能な範囲内において、各ガス事業者のガス小売供給量の５％相当量の合成メタン又はバイオガスを調達して導管に注入すること。ただし、合成メタン及びバイオガスの注入量については、各ガス事業者におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組の状況を考慮するものとする。 | （新設） |
| 2．推進すべきエネルギー源の環境適合利用の実施方法に関する事項<br>ガス事業者は、エネルギー源の環境適合利用を推進し、１．①に定める調達及び導管への注入に係る目標の達成に資するものとして次の各号に掲げる事項を実施することとする。 | 2．推進すべきエネルギー源の環境適合利用の実施方法に関する事項<br>（新設） |
| ①　ガス事業者は、合成メタン又はバイオガスの調達に係る調査を行い、技術的な評価並びに経済性及び環境性の評価を実施し、その調達の可能性の検証を行うこと。 | ①　ガス事業者は、下水汚泥、食品廃棄物等から発生するバイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を製造し、及び供給するため、定期的に、バイオガスの発生源及び発生量等の調査を行うこととする。 |
| ②　ガス事業者は、合成メタン又はバイオガスの導入に関連する技術の開発及び向上に取り組むこと。 | ②　ガス事業者は、前号の調査により判明したバイオガスを利用するための技術的評価並びに経済性及び環境性の評価を実施し、その利用可能性を検証することとする。 |
| ③　ガス事業者は、地方公共団体及び関連事業者と相互に連携を図ることにより、その地域における合成メタン及びバイオガスを有効利用すること。 | ③　ガス事業者は、バイオガスの調達に当たり、ガスの組成や受入条件、保安等の調達に係る条件を定め、公表することとする。 |
| （削る） | ④　ガス事業者は、バイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を供給するための品質確保のため、計量、性状等に係る分析等の手法の確立に取り組むこととする。 |

（化石エネルギー原料の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準の一部改正）

**第三条**　化石エネルギー原料の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準（平成二十九年経済産業省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 1．化石エネルギー源の有効な利用の目標<br>ガス事業者は、可燃性天然ガス製品の原料である液化天然ガスの有効な利用を図るため、液化天然ガスの貯蔵等にあたって発生するボイル・オフ・ガス（液化天然ガスを貯蔵し、可燃性天然ガス製品を製造するまでの過程において、外部からの熱により自然に発生する可燃性天然ガスをいう。以下「ＢＯＧ」という。）の着実な利用の維持及び向上を図り、令和12年度における通常運転時に発生するＢＯＧの利用率を概ね100％とすることを目標とする。 | 1．化石エネルギー源の有効な利用の目標<br>ガス事業者は、可燃性天然ガス製品の原料である液化天然ガスの有効な利用を図るため、液化天然ガスの貯蔵等にあたって発生するボイル・オフ・ガス（液化天然ガスを貯蔵し、可燃性天然ガス製品を製造するまでの過程において、外部からの熱により自然に発生する可燃性天然ガスをいう。以下「ＢＯＧ」という。）の着実な利用の維持及び向上を図り、平成32年における通常運転時に発生するＢＯＧの利用率を概ね100％とすることを目標とする。 |

**附　則**

この告示は、令和七年七月十五日から施行する。